

8 届出・申請等様式 (茨木市産業環境部環境保全課の HP からダウンロードできます。)

特設水道の設置者は、必要に応じて管轄する茨木市産業環境部環境保全課へ各種書類の提出をお願いします。(特設水道は大阪府特設水道条例に基づいておりますが、基本的には水道法に基づく専用水道と同様の取り扱いをしております。)

		提出書類	どのようなとき提出するのか？	様式 番号
特 設 水 道 の 布 設 工 事	1	専用・特設水道事前協議書	計画・設計の段階で、事前に協議が必要	—
	2	特設水道布設工事設計確認申請書	特設水道の布設工事に該当する工事を行う場合、工事に着手予定の 30 日以上前	1
	3	特設水道布設工事設計変更届	給水開始届提出までの期間に、特設水道布設工事設計確認申請書の記載事項に変更が生じた場合	2
	4	特設水道給水開始届	配水施設以外の水道施設又は配水地を新設し、増設し、又は改造した場合、水質検査及び施設検査を実施後、その施設を利用して給水を開始する前	3
特 設 水 道 の 管 理	5	特設水道布設工事確認申請書記載事項変更届	特設水道設置者の住所や氏名、水道事務所の所在地が変更した場合	4
	6	特設水道業務委託開始届	水道法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 に基づく業務の委託をした場合	5
	7	特設水道業務委託契約失効届	水道法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 に基づく業務の委託契約が失効した場合	6
	8	特設水道廃止報告書	特設水道を廃止したときや特設水道に該当しなくなった場合	7
	9	特設水道設置報告書	既存の水道施設が、給水人口、使用水量等の変更で布設工事を伴わずに専用水道になった場合	8
	10	特設水道緊急停止報告書	給水する水が人の健康を害するおそれがあり給水を停止した場合	9
	11	特設水道緊急停止措置報告書	給水を停止した場合、給水開始の措置	10
	12	特設水道変更報告書	布設工事に該当しない施設や設備機器等の内容に変更が生じた場合	11
	13	特設水道水質検査計画報告書	水質検査計画の表紙として添付	12
	14	特設水道水質検査計画	年度が開始する前に策定	—
	15	事故報告書	環境保全課から提出を求められたとき	—